Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表:警察庁

令 和 6 年 6 月 25 日 道路局参事官(自転車活用推進)

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改定しました

国土交通省と警察庁では、安全で快適な自転車利用環境の創出を一層進めるため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改定しました。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」は、自転車は車両であり車道通行が原則という観点に基づき、面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や自転車通行空間設計の考え方等について、全国の道路管理者や都道府県警察に対して提示しており、平成24年11月に作成し、平成28年7月に改定を行っています。

その後、自転車活用推進法が施行され、国及び都道府県が定めた自転車活用推進計画を勘案しながら、全国において自転車ネットワーク計画を位置付けた市町村自転車活用推進計画の策定が進んでいることなど、前回改定後に生じた情勢の変化を踏まえつつ、安全で快適な自転車利用環境の創出が一層進むよう、本ガイドラインを改定しました。

■本ガイドライン(改定版)は、以下のURLでご覧いただけます。 https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf

## ■添付資料

別添:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定について

## お問い合わせ先

道路局 参事官(自転車活用推進) 種蔵、真野

電 話 代表:03-5253-8111 (内線 38127)

直通:03-5253-8497

